

苦情処理対応基準

石和共立病院 訪問リハビリテーション事業所

1. 利用者からの相談又は苦情は、下記を相談窓口とし対応する。

電話 055(263)3131

責任者・担当者 管理者 太田 昭生 窓口 名取 大輔

2. 円滑かつ迅速な苦情処理対応。

① 苦情があった場合、提供責任者が連絡、又は直接訪問をし、正確に

事情を確認する。

② 苦情内容は職責に報告。内容によっては病院管理部に報告する。又、

患者サービス向上委員会内で会議等を開催し対応を検討する。

③ 検討後、速やかに利用者への具体的対応を行う。

事情説明と謝罪等

④ 記録台帳に保管し再発防止に役立てる。

3. サービス事業者への苦情対応。

① 苦情があった場合、担当ケアマネージャーが苦情内容を利用者

とサービス提供者から正確に把握する。

② サービス業者との検討会議を行い、対応を明確にする。

③ 苦情内容により利用者宅へサービス業者と同行訪問をし、事情説明と謝罪を行う。

④ サービス業者に再発防止策の提示を受ける。

⑤ 記録台帳に保管し再発防止に役立てる。

2006年8月

2008年5月改定

2012年4月改定

2024年10月改定